

放課後等デイサービス キッズスタジオオリーブの木

防災マニュアル(令和5年度～)

当事業所では生命の危機に関わる警報、速報、火災及びそれに類似する事態の場合には支援中でも支援を中断し避難するものとする。本マニュアルでの避難及び退避の対象は、キッズスタジオオリーブの木にいるお子様、保護者様、職員を指す。

火災以外の避難場所は、和庄小学校（広島県呉市八幡町 10-7）とし、自家用車等は使用せず徒歩で避難を行う。また、利用者の保護者が当事業所から離れており、直ちに接触及び連絡できない場合にも上記の避難場所へお子様と共に避難する。

火災の際は直ちに職員1名が初期消火を行い、それ以外の職員は屋外退避の誘導を行った後に退避する。鎮火しない場合は初期消火を中止し直ちに屋外退避し消防（119）へ通報する。

地震の際は軽微であっても直ちに建物の内外をチェックし、異常が認められた場合には屋外退避する。重度の地震の際は揺れが収まり次第上記避難場所へ避難する。

<注意事項>

1. 避難を円滑に行う為に職員の指示に従って退避して下さい。
2. 職員は利用者、利用者の保護者、職員の生命の危機回避を優先に行動し冷静を保つこと
また、二次災害防止の為、ブレーカーを切ってから避難すること。



(図：避難経路)

放課後等デイサービス キッズスタジオオリーブの木 ST.2

防災マニュアル(令和5年度～)

当事業所では生命の危機に関わる警報、速報、火災及びそれに類似する事態の場合には支援中でも支援を中断し避難するものとする。本マニュアルでの避難及び退避の対象は、キッズスタジオオリーブの木ST.2にいるお子様、保護者様、職員を指す。

火災以外の避難場所は、和庄小学校（広島県呉市八幡町 10-7）とし、自家用車等は使用せず徒歩で避難を行う。また、利用者の保護者が当事業所から離れており、直ちに接触及び連絡できない場合にも上記の避難場所へお子様と共に避難する。

火災の際は直ちに職員1名が初期消火を行い、それ以外の職員は屋外退避の誘導を行った後に退避する。鎮火しない場合は初期消火を中止し直ちに屋外退避し消防（119）へ通報する。

地震の際は軽微であっても直ちに建物の内外をチェックし、異常が認められた場合には屋外退避する。重度の地震の際は揺れが収まり次第上記避難場所へ避難する。

<注意事項>

1. 避難を円滑に行う為に職員の指示に従って退避して下さい。
2. 職員は利用者、利用者の保護者、職員の生命の危機回避を優先に行動し冷静を保つこと
また、二次災害防止の為、ブレーカーを切ってから避難すること。



(図：避難経路)